

報 道 発 表

令和 5 年 11 月 8 日
財 務 省

令和 4 事務年度の関税等の申告に係る輸入事後調査の結果

財務省は、令和 4 事務年度（令和 4 年 7 月から令和 5 年 6 月までの 1 年間）に、全国の税関が行った輸入者の関税及び内国消費税^(注1)（以下「関税等」という。）の輸入申告に対する事後調査^(注2)の結果をまとめましたのでお知らせします。

1. 令和 4 事務年度は、3,312 者（前事務年度比 223.2%）の輸入者に対して事後調査を行いました。
2. 事後調査の結果、申告漏れ等^(注3)のあった輸入者は 2,437 者（前事務年度比 218.0%）でした。
3. 申告漏れ等に係る課税価格は約 884 億 9 千万円（前事務年度比 149.7%）となり、これに対する関税等の納付不足税額は約 93 億 4 千万円（うち内国消費税約 85 億 3 千万円、関税約 8 億 1 千万円）であり、これらを含む追徴税額^(注4)は約 98 億 2 千万円（前事務年度比 152.1%）でした。
4. 納付税額の不足が多かった品目は、①光学機器等、②自動車等、③電気機器、④機械類、⑤履物類であり、これら 5 品目で納付不足税額の総額の約 6 割を占めました。
5. 主な申告漏れ等の事例としては、①輸出者又は輸入者が作成した取引価格よりも低い価格を記載したインボイスによる輸入申告、②インボイス価格とは別に支払う貨物代金の申告漏れ、③輸出者に無償で提供した部分品等の申告漏れ等がありました。

(注1)内国消費税:輸入貨物に課される消費税、酒税、たばこ税等の間接税をいいます。

(注2)事後調査:輸入貨物に係る関税等が適正に納税申告されていたかどうかを通関後に確認するための税務調査です。

(注3)申告漏れ等:課税価格に申告漏れがあったものの他、適用税率に誤りがあったものも含まれます。

(注4)追徴税額:納付不足税額と課税価格の申告額が過少であった場合等に課す加算税額とを合算したものをいいます。

【別添 1】 輸入事後調査の状況等

【別添 2】 事後調査トピックス

[問合せ先]

財務省関税局調査課 代表 03-3581-4111（内線）5396

輸入事後調査の状況

		令和4事務年度		令和3事務年度
			前事務年度比	
調査を行った輸入者	①	3,312 者	223.2%	1,484 者
申告漏れ等のあった輸入者	②	2,437 者	218.0%	1,118 者
申告漏れ等の割合	②/①	73.6%		75.3%
申告漏れ等に係る課税価格		884 億 9,259 万円	149.7%	591 億 920 万円
追徴税額	納付不足税額	93 億 4,333 万円	149.2%	62 億 6,224 万円
	関税	8 億 872 万円	112.0%	7 億 2,200 万円
	内国消費税	85 億 3,461 万円	154.0%	55 億 4,024 万円
	加算税額	4 億 7,400 万円	245.1%	1 億 9,336 万円
	重加算税	1,323 万円	114.4%	1,156 万円
	計	98 億 1,733 万円	152.1%	64 億 5,560 万円

(注) 当該事務年度に調査が終了したもののみを計上しています。

納付不足税額が多い上位5品目

順位	令和4事務年度			令和3事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	90 類	光学機器等	22 億 5,775 万円	85 類	電気機器	13 億 5,953 万円
2	87 類	自動車等	14 億 4,649 万円	90 類	光学機器等	8 億 7,550 万円
3	85 類	電気機器	9 億 8,474 万円	30 類	医療用品	5 億 3,490 万円
4	84 類	機械類	9 億 5,543 万円	87 類	自動車等	4 億 3,321 万円
5	64 類	履物類	4 億 573 万円	84 類	機械類	4 億 1,311 万円

(注) 分類は、関税率表（関税定率法の別表）に従っています。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の附属書の品目表（HS品目表）に基づいて作成されています。

【主な申告漏れ等の事例】

<重加算税が賦課された事例>

事例1：輸入者が自らインボイスを改ざん

輸入者Aは、中国の輸出者から電熱グローブ等を輸入していました。Aは、正規の価格が記載されたインボイスをもとに、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は8,721万円、追徴税額は1,846万円（うち重加算税256万円）でした。

事例2：輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成

輸入者Bは、ニュージーランドの輸出者からサプリメントを輸入していました。Bは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は1,705万円、追徴税額は561万円（うち重加算税142万円）でした。

<その他申告漏れ等のあった事例>

事例3：輸入貨物に係る追加貨物代金の申告漏れ

輸入者Cは、アメリカの輸出者から磁気ディスク等の記憶装置を輸入していました。Cは輸出者に対し、輸入貨物の代金を支払いましたが、輸入許可後に輸出者から購入した輸入貨物の売買価格改定に伴い、増額分の追加貨物代金を支払っていました。本来、この追加貨物代金は課税価格に含めるべきものでしたが、Cは修正申告を行っていませんでした。

その結果、不足していた課税価格は13億6,870万円、追徴税額は1億3,148万円でした。

事例4：輸入者が無償提供した部分品等の申告漏れ

輸入者Dは、中国の輸出者から光学フィルターを輸入していました。Dは、光学フィルターに組み込まれる部分品等を輸出者に無償で提供していました。本来、これらの無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは一部を課税価格に含めずに申告していました。

その結果、不足していた課税価格は51億820万円、追徴税額は5億7,300万円でした。

(参考)

○調査の目的

輸入事後調査は、輸入貨物の通関後における税関による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。

○調査の方法

輸入事後調査は、貨物の輸入通関後、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査し、また、必要な場合には取引先等についても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認します。

なお、調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、修正申告を行うか税関長が税額等を更正すること等により、不足税額等を納付していただきます。

また、事後調査の過程において悪質な輸入者であることが判明した場合、犯則調査が開始され、その結果、関税等脱税事件として告発されることもあります。

○重加算税

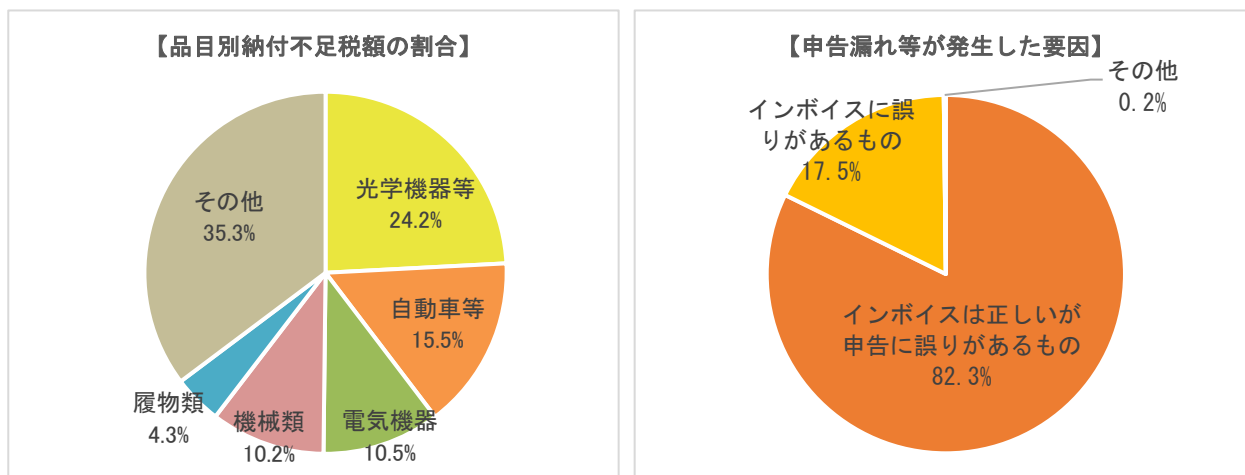
隠蔽又は仮装により、納税申告をせず、又は誤った納税申告を行った者に対して課される附帯税（無申告の場合 40%、過少申告の場合 35%）です。無申告加算税（15%）や過少申告加算税（10%）より重い税が課されます。

事後調査トピックス

納付不足税額の多い品目及び申告漏れ等が発生した要因の割合

納付税額の不足が多かった品目は、光学機器等、自動車等、電気機器、機械類、履物類であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占めています。

また、申告漏れ等が発生した要因を見ても、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約8割を占めています。



隠蔽・仮装による輸入申告（重加算税賦課事案）

インボイスに誤りがあるものとして、輸出者が作成したインボイスに記載した価格が誤っていた事例が多くありますが、中には事例1のように、輸入者自らが低い価格に改ざんしたインボイスに基づき輸入申告しているものや、事例2のように輸入者が輸出者と通謀し、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを作成させ、当該インボイスに基づき、輸入申告していた事例などがあり、このような「隠蔽・仮装」により納税申告を行った場合は、重加算税が課されます。



インボイス価格とは別に支払った貨物代金等の申告漏れ

インボイスは正しいが申告に誤りがあるものとして、インボイス価格とは別に輸入貨物の製造のために支払った金型代や、事例3のように、売買価格改定に伴う追加貨物代金を支払っている場合など、輸入取引に関してインボイス価格とは別に支払った貨物代金等を課税価格に含めずに申告していたことにより、申告漏れとなっている事例が多く発生しています。



【参考：税関 HP（課税価格の計算方法）】 https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/keisan_index.htm